丸亀 VASALA（B エリア）（№1566）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年 11 月 25 日　香川県知事　池田　豊人

１　届出の概要

<table>
<tr><td>届出者の氏名又は名称及び住所</td><td>名　称　三菱 HC キャピタル株式会社
住　所　東京都千代田区丸の内一丁目５番１号</td></tr>
<tr><td>大規模小売店舗の名称及び所在地</td><td>名　称　丸亀 VASALA（B エリア）
所在地　丸亀市山北町字原窪 59 番１　外 47 筆</td></tr>
<tr><td>変更した事項</td><td>（１）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
【変更前】
<table>
<tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>株式会社マックハウス</td><td>東京都杉並区梅里一丁目7番7号</td><td>石野　孝司</td><td></td></tr>
<tr><td>株式会社大創産業</td><td>広島県東広島市西条吉行東一丁目4番 14 号</td><td>矢野　靖二</td><td></td></tr>
<tr><td>株式会社西松屋チェーン</td><td>兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地１</td><td>大村　浩一</td><td></td></tr>
<tr><td>株式会社ザグザグ</td><td>岡山県岡山市中区清水 369 番地2</td><td>森　信</td><td></td></tr>
<tr><td>株式会社宮脇書店</td><td>高松市丸亀町４番地の８</td><td>宮脇　範次</td><td></td></tr>
</table>
【変更後】
<table>
<tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>株式会社高橋ふとん店</td><td>徳島県徳島市川内町鶴島 105 番地の3</td><td>髙橋　武良</td><td></td></tr>
<tr><td>株式会社大創産業</td><td>広島県東広島市西条吉行東一丁目4番 14 号</td><td>矢野　靖二</td><td></td></tr>
<tr><td>株式会社西松屋チェーン</td><td>兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地１</td><td>大村　浩一</td><td></td></tr>
<tr><td>株式会社ザグザグ</td><td>岡山県岡山市中区清水 369 番地2</td><td>森　信</td><td></td></tr>
<tr><td>株式会社宮脇書店</td><td>高松市丸亀町４番地の８</td><td>宮脇　範次</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>変更の年月日</td><td>令和８年２月１日</td></tr>
<tr><td>変更する理由</td><td>小売業者の変更</td></tr>
</table>

２　届出年月日　　令和８年 11 月 16 日

３　届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所：　香川県商工労働部経営支援課　及び　丸亀市産業生活部産業観光課
縦覧期間：　令和８年 11 月 25 日から令和９年３月 25 日まで

４　意見書の提出

法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和９年３月 25 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業生活部産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

丸亀 VASALA（B エリア）（№1566）

記載すべき項目

ア　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

ウ　意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ　意見の内容

提出先

〒760-8570　高松市番町四丁目１番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ